

神戸市告示第 65 号

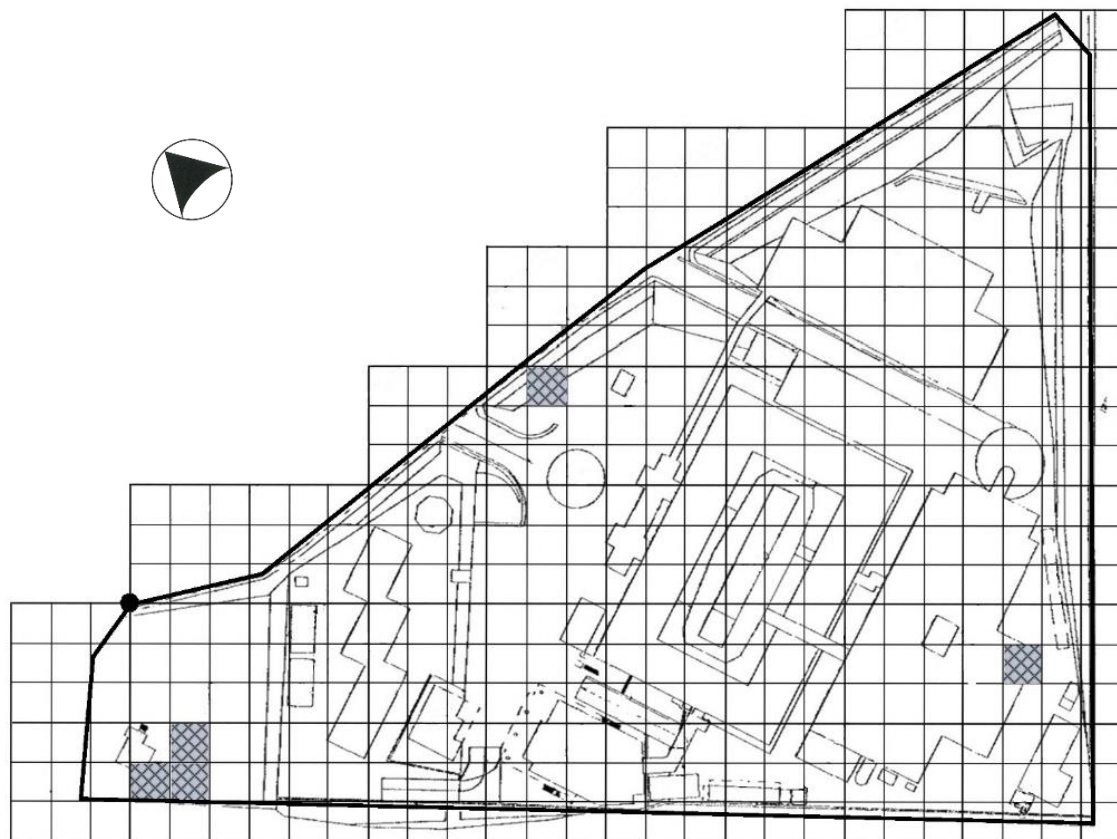
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和 2 年 4 月 24 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
須磨区高倉台 1 丁目 1 番の一部（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
砒素及びその化合物，ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

別図



<凡例>

- : 起点
- : 敷地境界線
- ▣ : 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域

<起点>

起点は、神戸市須磨区高倉台 1 丁目 1 番の最北端とする。

<格子の回転角度>

46° 19′ 34″

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を始点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。